**告** 

壶

〇政治資金規正法の規定に基づき、

官

を公告する件

の書面の提出があったので、 録政治資金監査人証票を亡失した旨

その旨

(外務三〇四)

○強制執行、仮差押え及び仮処分をす

について (法務省)

労

法務省防災業務計画の修正要旨の公表

官庁事項

供に関する書簡の交換に関する件

とアメリカ合衆国政府との間の協定

(官庁報告)

への移転の実施に関する日本国政府

に基づく日本国政府による資金の提

目

登録認定機関の登録を更新した件

(同一一九八)

験会場 (文部科学省)

平成二十六年度技術士第一次試験の試

(滋賀労働局最低賃金公示一) 最低賃金の改正決定に関する公示

国家試験

正化に関する法律の規定に基づき、

○農林物資の規格化及び品質表示の適

○種苗法第十八条第一項の規定に基づ

き品種登録した件

(農林水産一一九七)

指定する件(文部科学一二五) ることができない海外の美術品等を 第三種郵便物認可日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日日刊(行政機関の休日休刊)

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

更する届出があった件 交付に関する規則第十四条の規定に 基づき登録研修機関の登録事項を変

(経済産業一八五)

○宅地建物取引業法の規定に基づく登 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関 録講習機関の登録をした件 件 (国土交通八九二) する法律に基づく型式承認等をした (同八九三)

○建築基準法の規定に基づく指定確認 検査機関の指定等をした件 (同八九四)

会社その他

○道路に関する件

○感染症の予防及び感染症の患者に対

省

令

部を改正する省令(厚生労働一〇三) する医療に関する法律施行規則の

(九州地方整備局一八七)

国会事項

内 閣

人事異動

科学省 内閣府 復興庁 財務省

〔皇室事項

〇改正された第三海兵機動展開部隊の

(政治資金適正化委五九)

要員及びその家族の沖縄からグアム

公公

告

〇エネルギー 管理士の試験及び免状の

0

 $\triangleright$ 

0

諸 事 項

官庁

相続、 営ニセコ・国営雨竜暑寒) 関係 有権者申出方、土地改良事業計画(国

企業年金基金変更関係 免責、 公示催告、失踪、 特別清算、 再生関係 除権決定

> の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部 第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症

関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

六項第九号、第十二条第一項第二号及び第十四条

を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月九日

厚生労働大臣

塩崎

特殊法人等 破産、

感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律施行規則の一部を改正する

(号)の一部を次のように改正する。 |関する法律施行規則 (平成十年厚生省令第九十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

第

を加える。 三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、 二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号 第一条中第三十六号を第三十八号とし、第二十

四号から第十六号まで」に改め、同号を同条第十 十三号を第十五号とし、 十一号中「第十三号から第十五号まで」を「第十 号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、 十四号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、第 つ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。 ||号とし、同条中第五号から第十号までを||号ず 五 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 第四条第三項中第十八号を第二十一号とし、 第一条中第二十一号を第二十二号とし、 二十四 播種性クリプトコックス症 同号の次に次の一号を加 同条第 第十二 第

号を第十二号とし、 第四条第三項中第十二号を第十四号とし、第十 十六 播種性クリプトコックス症 同号の次に次の一号を加え

十三 水痘 (患者が入院を要すると認められる ものに限る。)



○厚生労働省令第百三号

